

第2次太子町強靱化地域計画

～協働でつくる 強靱で持続可能なまち～

令和7年3月
兵庫県太子町

関連するSDGsの目標



< 目 次 >

I はじめに

1 趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 地勢と自然的特性	2

II 基本的な考え方

1 基本目標	7
2 強靱化を推進する上での基本方針	7
3 特に配慮すべき事項	9

III リスクに対する脆弱性評価

1 想定するリスク	10
2 脆弱性評価	14
3 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野	15

IV 強靱化に向けた推進方針

V 脆弱性評価結果

VI 本計画において活用する国事業、交付金等

VII 計画の推進

I はじめに

1 趣旨

東日本大震災、能登半島地震や近年の集中豪雨などの大規模自然災害の発生により、我が国の社会経済システムの脆弱性が明らかになった。国土強靱化の重要性を再認識し、国民の生命、身体、財産の保護や国民生活、国民経済の維持・回復を図るため、国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）や国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、国や県と連携して強靱な国づくりを推進する。

兵庫県でも、阪神・淡路大震災を経験し、脆弱性評価や強靱化計画の策定を実施してきた。本町では地域の住民、企業、行政が一体となって防災のまちづくりを進め、自主防災組織の結成や防災訓練、防災備蓄倉庫の整備などを行っていく。また、気象災害や南海トラフ地震に備え、ハザードマップの策定も行っている。

国や県との連携を図りながら、本町も引き続き強靱化に取り組み、機能不全に陥らずに大規模自然災害に対応できる地域の構築を目指す。太子町強靱化地域計画（本計画）を策定し、「安心して住み続けたいまち太子」を実現するための取り組みを推進していく。

2 計画の位置づけ

基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針とする。

基本法の規定に基づき基本計画と調和を保つとともに、県計画とも調和・連携を図るものとする。

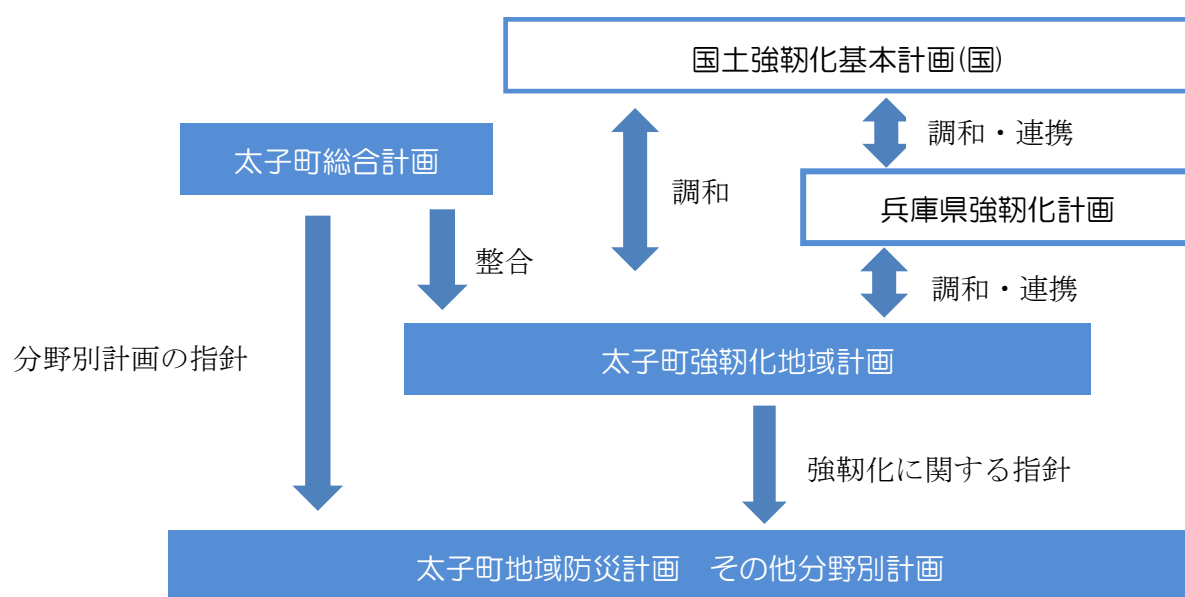
また、本町のまちづくりの方向性を示す「太子町総合計画」や災害対策基本法に基づき策定した「太子町地域防災計画」等などと整合を図るとともに、本町の分野別計画において国土強靱化に係る指針となるものとする。

【参考】国土強靱化基本法（抜粋）

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【太子町強靱化地域計画と関係計画の関連】



3 計画期間

本計画は本町の強靱化に関する分野別計画であり、その指針となるため、計画期間を第6次太子町総合計画基本計画（後期）に合わせ令和7年度から令和11年度までとし、本町総合計画と整合・調和を図る。

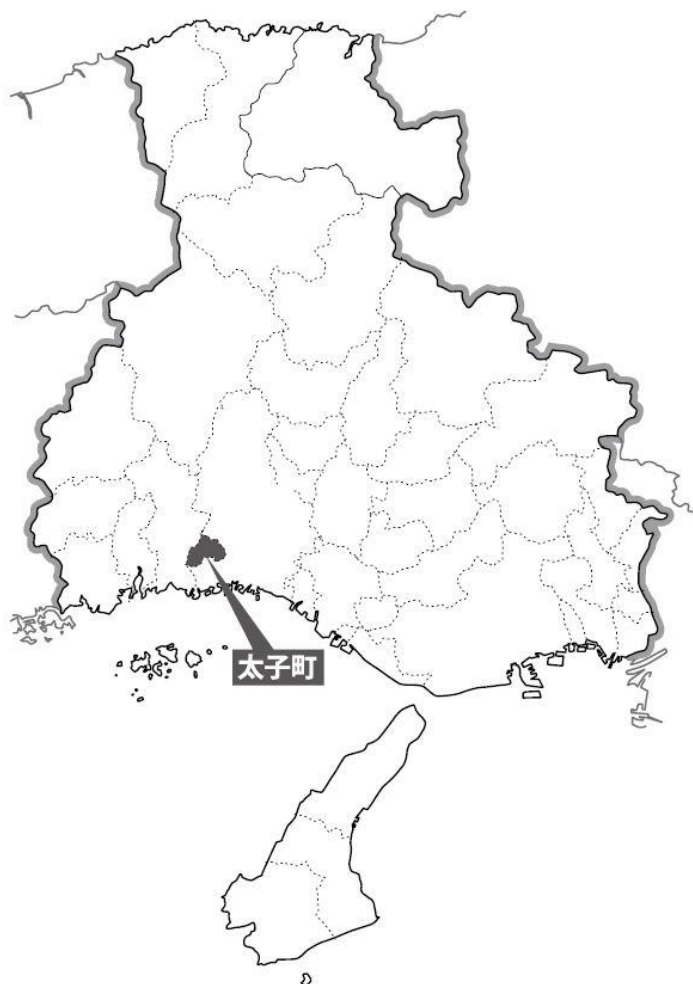
なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

4 地勢と自然的特性

1. 地勢

本町は兵庫県南西部の西播磨地域に位置し、東側は姫路市、西側はたつの市に接している。姫路市中心部までは約12km、神戸市中心部までは約75kmで、東西6.4km、南北3.7km、面積22.61km²と県下41市町のうち、加古郡播磨町、芦屋市に次いで3番目に小さな町である。また、揖保川

の下流域に位置し、町の西側を林田川、中央付近を大津茂川が流れており、標高 10m 前後の平坦な土地が広がっている。町の東部には標高 250.1m の城山、標高 213.0m の京見山などがあり、姫路市との境になっている。また、町内には標高 109.2m の立岡山や、標高 165.1m の檀特山などもある。



2. 自然的特性

(1) 地形

本町の地形は、低地と山地、山麓堆積地、人工改変地からなっている。

① 低地

低地の地形は氾濫平野・谷底平野、後背低地、旧河道からなる一般面と自然堤防、扇状地の微高地で構成されている。

ア 氾濫平野・谷底平野・後背低地

低地のなかでもっとも広大に分布する低平な地形面で、大部分が水田として利用されている。

また、氾濫平野のなかには後背低地の特徴を示す部分が広く分布している。

山地や孤立丘の背後にあたる部分や、自然堤防と自然堤防の間にあたる部分などで後背低地としての特徴がよりはっきりしている。後背低地は、洪水時の粗粒な流送土砂が及びにくかった地域と考えられ、その地表付近には粘土やシルトなどの細粒堆積物が発達していることが予想される。

イ 旧河道

低地のなかには、数多くの旧河道地形がみられる。

旧河道の大部分は、林田川の旧流路とみられるもので、大津茂川の旧河道は少ない。林田川の旧河道は、町域のほぼ全域にわたってみられるが、そのなかにはやや深く明瞭なものと、浅くてあまり明瞭でないもののが含まれ、一般に町域西側の旧河道地形が明瞭である。旧河道の分布をみると、林田川が非常に広い範囲で流路の変遷を行ってきたことがうかがわれる。

旧河道は低地の一般面よりもわずかに低いので、古くからの水路が旧河道沿いに設けられており、周囲から水が集まりやすい微地形になっている。

ウ 自然堤防

氾濫平野や後背地よりも数 10cm から数 m 高い微高地で、低地のなかに島状に分布している。自然堤防は、洪水時に河道から溢れた土砂で形成された微高地であり、したがって、旧河道の近傍に分布している場合が多い。個々の自然堤防は幅、長さ数 10m から数 100m 程度の規模で、鵜周辺のものや常全、阿曽、老原、福地などの自然堤防が比較的規模が大きい。

自然堤防の地表付近には、砂質な地盤が分布している場合が多い。

エ 扇状地

扇状地は、町域北部や東部の山麓に発達し、そのほかに小規模なものが孤立丘の山麓にも分布しており、山地の谷の出口部に形成された緩斜面であり、谷から押し出た土石によって構成されている。

北部の松尾や広坂には、同心円状の等高線を示す典型的な扇状地がみられ、規模もかなり大きい。また、東部の田中や原地域にもかなり大きな扇状地が形成されている。

本町の扇状地には、麓斜面の下方に分布しているものが多く、麓屑から供給された土砂で形成されたものが多いと考えられている。扇状地の形成時代は、更新世末期の最終氷期から完新世にかけてとみられる。

② 山麓堆積地

ア 麓屑面

山地の山麓部や谷沿いなどの緩斜面を形成しており、城山の山麓や京見山の山麓に分布が大きい。

本町周辺の麓屑面の形成時代や機構については、第 4 紀の最終氷期を中心とする気候変化に伴って形成されてきたことが明らかにされている。

イ 崖(がい) 鍾(すい)

山地の谷型斜面などに散在している。麓屑面よりもやや傾斜が大きい斜面をなしており、崩落土砂などで形成されているものと考えられる。

③ 山地・変形地

ア 山地

山地には、町域の北部から東部を占める城山と平野部に突き出した孤立丘がある。

北部、東部の山地は城山や馬山、京見山などからなり、それらの山頂部の標高は 150m～250m 程度にとどまり、高度からはむしろ丘陵に属する低い山地である。また、山頂緩斜面が形成され、幅は狭いがなだらかな山稜が延びている。山腹斜面には、かなり急な部分が多く、傾斜 35° を超

える極急斜面も発達している。馬山や北部のたつの市との境界をなす山地は特に急で極急斜面が広く分布している。

孤立丘のなかでは、檀特山が標高 165.1m ともっとも高く、それ以外は標高 50m から 100m 程度の低い丘陵状の高まりになっている。

イ 変形地(地すべり)

城山の山腹などに、地すべりの可能性がある斜面が数箇所みられるが、地すべり地形は不明瞭で、規模も小さい。

全般に崩壊地は少数で、山地は安定した様相を示している。しかし、城山の南側山腹に崩壊地がやや多く存在しており、近年にも崩壊が発生したことを示している。

城山は花崗岩の山地であり、風化が進んで表層崩壊が発生しやすい地質条件にあるものと考えられる。

④ 瀬本地形・河川

林田川は、大規模な河川改修が行われ、河道が拡幅され、両岸に堤防が構築されている。

大津茂川も河川改修がなされている。

城山などの山地の山麓や谷には多くの用水池が設けられており、地形的な特徴の一つである。

⑤ 人工改変地

本町の町域では、近年にかなり急速な開発が行われ、それに伴う土地利用の変化が目立っている。終戦後の状況では、集落地のほとんどが自然堤防や扇状地に限られており、氾濫平野や後背低地、旧河道は大部分が水田になっている。当時の目立つ人工改変地としては、山陽本線の路線盛土や現在の東芝姫路半導体工場の位置で若干の切盛りが行われているほか、山麓部に用水池が構築されている程度にとどまっている。

人工改変地は大きく二つに分けられ、一つは平野部への盛土であり、もう一つは山地や山麓部での切土平坦化である。氾濫平野・後背低地あるいは旧河道には、住宅地や公共施設、企業用地などが進出しており、それらは大部分が盛土を行って造成されている。

ただし、平野部での盛土は全般に低いもので、山陽新幹線や国道 2 号線の一部にやや高い道路盛土が行われている。切土平坦化地は、孤立丘や城山などの下部山地・山麓に造成されている。

孤立丘では、前山のかなりの部分が平坦化されており、檀特山の北側にも平坦化地があり、坊主山の南の小丘も平坦化されている。

城山の南側山麓部でも、かなり規模の大きな平坦化が行われて、住宅団地が造成されている。

土地利用形態の改変は、降雨の流出特性などの変化をもたらすものと考えられる。

(2) 地質

日本列島の基盤地質に基づく地体構造区分では、本町は西日本の内帯に属している。

中央構造線よりも北側が内帯で、内帯もいくつかのゾーンに分けられるが、本町は内帯の丹波帯に属している。丹波帯には、中生代三畳紀からジュラ紀の地層が基盤岩として分布し、本町周辺のそれらの中生層は南山層と呼ばれている。

本町の北方を東西に延びる龍野―上郡断層を境にその南側が中生層からなる丹波帯で、断層の北側には古生代の地層からなる舞鶴帯(上月―龍野帯)が分布している。

中生代の白亜紀には、内帯に大規模な火成作用があり、酸性～中性の火成岩類が丹波帯の中生層を覆ったり、あるいはその中に貫入したりしている。本町の周辺では、相生層群と呼ばれる火砕岩類と城山花崗岩がその時に生成した地層、岩石である。本町の山地や孤立丘を構成しているのは、相生層群と城山花崗岩で、丹波帯の中生層は地下深くに分布して地表には表れていない。

本町の平野部の地表近くに分布するのは、第4紀地層で、礫層や砂、シルト、粘土などの未固結層で構成されている。また、山麓部にも、麓屑や扇状地などを形成する第4紀の地層が分布している。

Ⅱ 基本的な考え方

1 基本目標

本町が強靱化を推進する上での基本目標として、次の4つを掲げ、町の強靱化を図る。

- ① 人命の保護を最大限図ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速に復旧復興すること

2 強靱化を推進する上での基本方針

人口減少下において地域の元気づくりを進めるには、安全・安心の確保が重要な基盤となる。

本町の強靱化は、大規模自然災害等への対応にとどまらず、大規模自然災害等がもたらす経済的リスクの軽減や、インフラ整備及び新技術開発等を通じて、経済効果を生み出すものである。施策の推進に当たっては、阪神・淡路大震災の経験と教訓、東日本大震災など、これまでに発生した数々の災害から得られた知見を踏まえて取り組むこととしている。

こうしたことから、本町における強靱化を推進する上での基本方針は、基本計画が掲げる基本方針も踏まえつつ、次のとおりとする。本計画の基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進する。

1. 長期的観点からの推進

- ・本町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

2. 各主体及び地域間連携の推進

- ・強靱化に向けた取組の実施主体は、町だけでなく国、県、他市町、企業、住民等の多岐にわたることから、関係者相互における連携協力を一層強化する。
- ・本町の多様性と豊かな個性を生かし、機能分散と連携による多極分散型の地域づくりを進める。
- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、そのための体制を整備する。
- ・広域連携等を通じた一体的な取組により、広域応援・受援機能を充実させ、巨大災害に備える。

3. 効果的な施策の推進

- ・想定される被害や地域の状況に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（町、県、国）と民（企業、住民）が役割分担して取り組む。
- ・防災・減災の取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。
- ・人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展など、本町を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。
- ・大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するように取り組む。

4. 効率的な施策の推進

- ・限られた財源の中、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ・計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。
- ・兵庫県が持つ阪神・淡路大震災の経験や教訓、科学的知見の普及啓発を図る。
- ・社会資本整備にあたっては、測量・設計・施工等の全ての建設生産プロセスにおいて、ICT 等最新技術を活用し、生産性の向上を図る。

5. 個別事業の取組

(1) ハード整備の推進

- ・南海トラフ地震等に備える地震対策、総合的な治水対策、災害に強い森づくり等による土砂災害対策など、災害に対応した個別施策を着実に推進する。
- ・各地域が有する豊かな自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮して施策を推進する。
- ・次世代を担う子どもたちが過ごす教育施設や次世代育成支援対策施設、保育施設などについて、災害に対応できるよう施設整備、耐震化を進める。
- ・地域の避難場所となる公共施設をはじめ、集会所などの耐震化整備を進める。
- ・避難所の環境整備を進めるため、被災者の重要な情報伝達手段となる Wi-Fi 環境や自家発電設備の整備を推進する。
- ・高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型の施設整備を進め、安心してサービスが受けられる基盤づくりを推進する。

(2) ソフト対策の推進

- ・地域全体で強靱化を推進するため、人のつながりやコミュニティ機能を強化することで、災害時にも機能する自助・共助の仕組みを構築する。

- ・各地域における担い手を育成・確保するため、自主防災組織への支援や、消防団員の確保、小学校、中学校、高等学校における防災教育、ひょうご防災リーダーの育成、たいし防災リーダー会の支援など、これまでの成果を踏まえた取組を推進する。
- ・地域を超えた助け合いの仕組みを構築するため、太子町社会福祉協議会を中心とした災害ボランティアの活動の支援等に取り組む。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等が災害弱者となる可能性が高いことを鑑み、十分配慮して施策を推進する。

3 特に配慮すべき事項

(1) 平成 30 年 6 月以降の災害からの教訓を踏まえた対策

平成 30 年に起こった大阪府北部を震源とする地震、7 月豪雨、台風第 20 号、台風第 21 号、北海道胆振東部地震等の相次ぐ災害を受け、国は「重要インフラの緊急点検」を実施し、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能を維持する必要がある項目等の多くの知見を示した。以下に本町に関わりの深い具体的事例を示す。

【知見の具体的事例】

- ・河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じる恐れがある区間への対応が必要であること
- ・土砂災害へのソフト対策について、災害リスク情報の整備や土砂災害に関する情報を改善していく必要があること
- ・幹線道路等の法面・盛土について、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所において、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策等を行う必要があること
- ・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること
- ・気象情報や避難情報等の防災情報を、住民の避難行動に確実に結び付ける必要があること
- ・電柱が倒壊し、道路が閉塞することによる復旧活動の阻害や、電線が寸断され、停電が発生するなどの課題に対応する必要があること

(2) 国及び県、他市町との連携による強靱化の推進

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、国、県、他市町等と連携・協力して国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することが極めて重要となる。

地域が一体となって強靱化施策を推進し、災害に強いまちづくりに取り組むこととする。

Ⅲ リスクに対する脆弱性評価

1 想定するリスク

本計画では、住民生活及び町経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、南海トラフ大地震、山崎断層帯地震などに加え、風水害による豪雨、土砂災害を想定した。

<参考1> 過去の地震災害 ※兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震

番号	発生年月日	(推定) 規模(M)	
1	599. 5. 28(推古 7. 4. 27)	7. 0	
2	701. 5. 12(大宝 1. 3. 26)	7. 0	
3	745. 6. 15(天平 17. 4. 27)	7. 9	
4	827. 8. 11(天長 4. 7. 12)	6. 5～7. 0	
○5	868. 8. 3(貞観 10. 7. 8)	7. 0 以上	播磨国地震
○6	887. 8. 26(仁和 3. 7. 30)	8. 0～8. 5	
7	938. 5. 22(承平 8 (天慶 1) . 4. 15)	7. 0	
8	1096. 12. 17(嘉保 3 (永長 1) . 11. 24)	8. 0～8. 5	
9	1361. 8. 3(正平 16. 6. 24)	8 _{1/4} ～8. 5	
10	1449. 5. 13(文安 6 (宝徳 1) . 4. 12)	5 _{3/4} ～6. 5	
11	1498. 9. 20(明応 7. 8. 25)	8. 2～8. 4	
12	1510. 9. 21(永正 7. 8. 8)	6. 5～7. 0	
13	1579. 2. 25(天正 7. 1. 20)	6. 0± _{1/4}	
14	1596. 9. 5(文録 5(慶長 1) . 7. 13)	7 _{1/2} ± _{1/4}	
15	1662. 6. 16(寛文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ～7. 6	
16	1707. 10. 28(宝永 4. 10. 4)	8. 4	宝永地震
17	1751. 3. 26(寛延 4 (宝暦 1) . 2. 29)	5. 5～6. 0	
18	1854. 12. 23(嘉永 7 (安政 1) . 11. 4)	8. 4	安政東海地震
19	1854. 12. 24(嘉永 7 (安政 1) . 11. 5)	8. 4	安政南海地震
○20	1864. 3. 6(文久 4 (元治 1) . 1. 28)	6 _{1/4}	
21	1891. 10. 28(明治 24)	8. 0	濃尾地震
○22	1916. 11. 26(大正 5)	6. 1	
○23	1925. 5. 23(大正 14)	6. 8	北但馬地震
○24	1927. 3. 7(昭和 2)	7. 3	北丹後地震
25	1927. 3. 12(昭和 2)	5. 2	京都府沖を震源とする地震
26	1946. 12. 21(昭和 21)	8	南海地震
27	1963. 3. 27(昭和 38)	6. 9	越前岬沖地震
◎28	1995. 1. 17(平成 7)	7. 3	兵庫県南部地震
29	2000. 10. 6(平成 12)	7. 3	鳥取県西部地震
○30	2013. 4. 13(平成 25)	6. 3	淡路島付近を震源とする地震
○31	2018. 6. 18 (平成 30)	6. 1	大阪府北部を震源とする地震

(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上の揺れがあったと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度7の揺れがあった地震

(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

<参考 2>過去の風水害の発生状況

※昭和以降の死者 20 人以上の災害に加え、流出土砂量の大きかったもの等を記載（兵庫県の被害のみ）

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	県内の主な被災地域
梅雨前線等	梅雨前線による豪雨	昭和 7. 7. 1～2	44 人	19 人	東播磨
	梅雨前線による豪雨	昭和 13. 7. 3～5	731 人	1, 463 人	神戸
	梅雨前線による豪雨	昭和 36. 6. 24～28	41 人	119 人	阪神、淡路、東播磨
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42. 7. 9	100 人	102 人	阪神、淡路
	昭和 46 年 7 月豪雨	昭和 46. 7. 17～18	22 人	100 人	西播磨
	平成 26 年 8 月豪雨	平成 26. 8. 16～17	2 人	4 人	丹波
	平成 30 年 7 月豪雨	平成 30. 7. 6～7	2 人	11 人	全域
	平成 30 年 7 月豪雨	平成 30. 7. 6～7	2 人	11 人	全域
台風	室戸台風	昭和 9. 9. 21	281 人	1, 523 人	神戸、但馬、淡路
	枕崎台風	昭和 20. 9. 17～18	19 人	62 人	西播磨、但馬
	阿久根台風	昭和 20. 10. 8～11	231 人	92 人	西播磨、東播磨、但馬
	ジェーン台風	昭和 25. 9. 3	41 人	904 人	全域
	伊勢湾台風	昭和 34. 9. 26	19 人	242 人	但馬、丹波
	台風第 16 号	昭和 35. 8. 29	32 人	65 人	神戸、阪神
	第 2 室戸台風	昭和 36. 9. 16	10 人	134 人	神戸、阪神、但馬、淡路
	台風第 23、第 24 号	昭和 40. 9. 10～17	39 人	765 人	全域
	前線及び台風第 17 号	昭和 51. 9. 8～13	16 人	41 人	西播磨
			行方不明 3 人		
	前線及び台風第 10 号	昭和 58. 9. 24～29	13 人	16 人	東播磨、丹波
			行方不明 1 人		
	前線及び台風第 19 号	平成 2. 9. 17～20	2 人	12 人	全域
	台風第 23 号	平成 16. 10. 20～21	26 人	134 人	但馬、淡路
	台風第 9 号	平成 21. 8. 9～10	20 人	7 人	西播磨
			行方不明 2 人		
	台風第 21 号	平成 30. 9. 4	0 人	60 人	神戸、阪神
	台風第 10 号	令和 1. 8. 14～16	1 人	3 人	全域
	台風第 19 号	令和 1. 10. 24～26	1 人	14 人	全域

＜参考 3＞南海トラフ大地震太子町被害想定

＜基本情報＞

夜間人口：33,438 人

昼間人口：27,833 人

建物棟数：15,985 棟

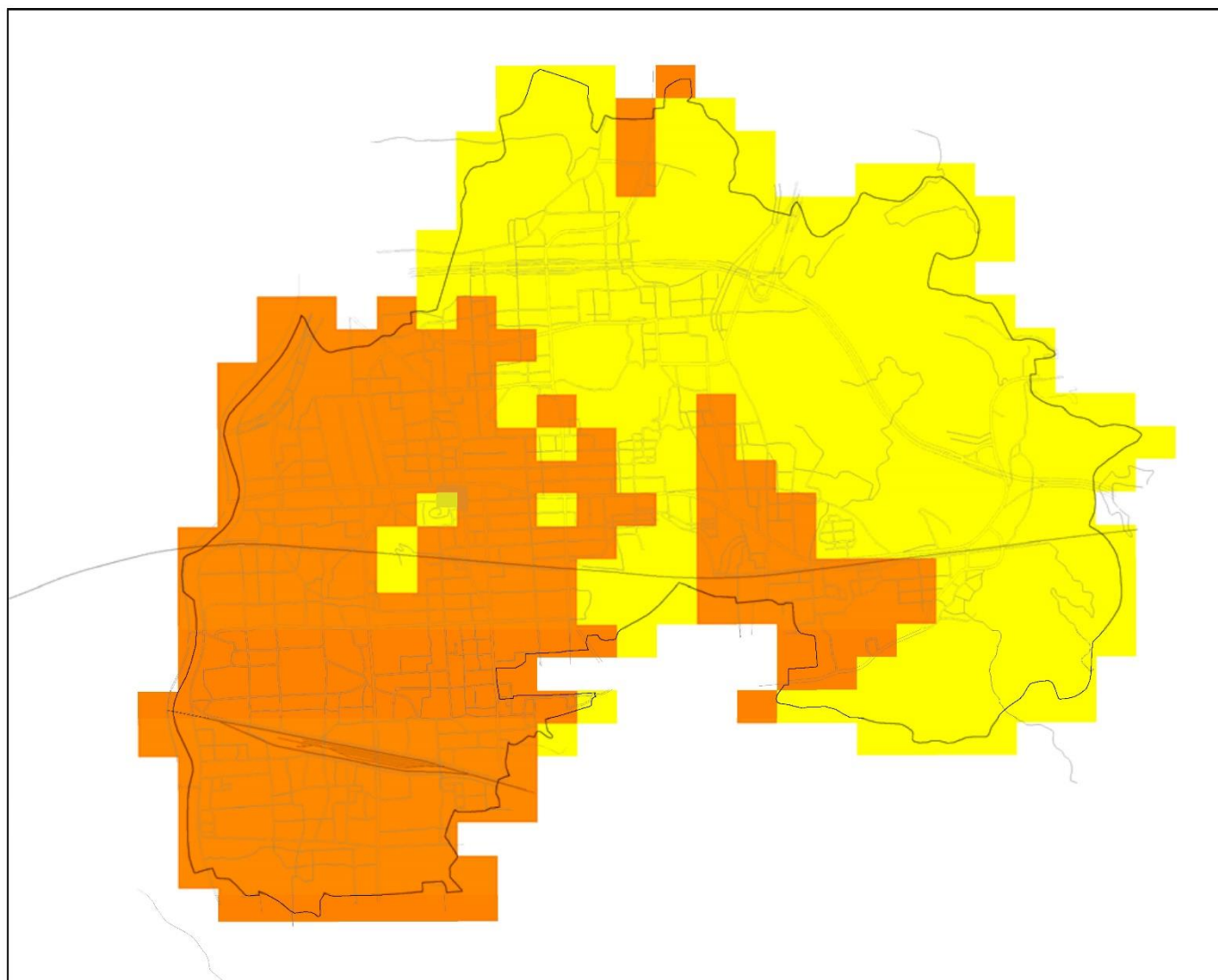


図 1 地表震度分布図

震度



主な被害（太子町）

外力情報

震度別面積率（％）	震度7	0.0	震度5強	46.6
	震度6強	0.0	震度5弱以下	0.0
	震度6弱	53.4		
最大津波水位（T.P.（m））	—			
1m津波の到達時刻（分後）	—			
浸水面積（ha） 〔津波ケース1 （越流時破堤あり）〕	計		1m以上	—
	5m以上	—	0.3m以上	—
	3m以上	—	0.3m未満	—

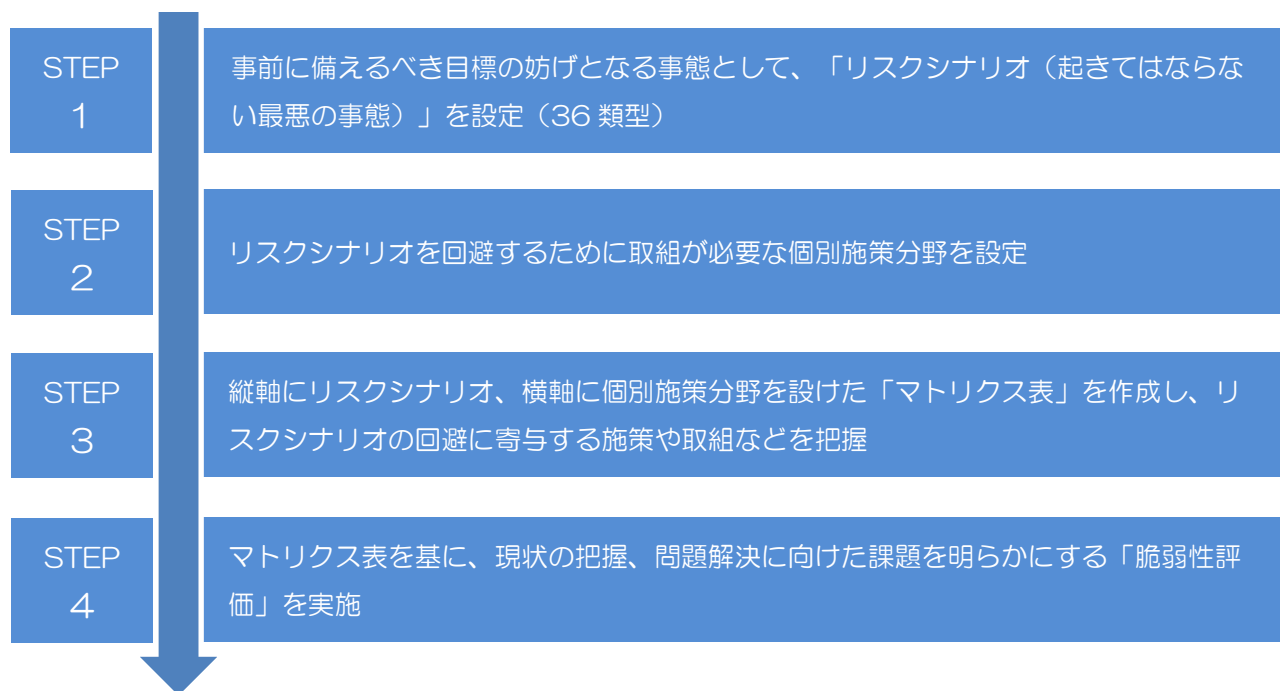
被害情報

		発災時刻	冬5時	夏12時	冬18時
原因別建物全壊棟数 （棟）	計		29	29	29
	揺れ		22	22	22
	液状化		3	3	3
	火災		0	0	0
	土砂災害		4	4	4
	津波		0	0	0
原因別建物半壊棟数 （棟）	計		513	513	513
	揺れ		394	394	394
	液状化		110	110	110
	土砂災害		9	9	9
	津波		0	0	0
原因別死者数 （人）	計		1	1	1
	揺れ		1	1	1
	（うち屋内収容物落下等）		(0)	(0)	(0)
	火災		0	0	0
	土砂災害		0	0	0
	津波		0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物		0	0	0
	交通（道路）		0	0	0
原因別負傷者数 （人）	計		74	55	55
	揺れ		74	55	54
	（うち屋内収容物落下等）		(1)	(0)	(1)
	土砂災害		0	0	0
	津波		0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物		0	0	1
	交通（道路）		0	0	0
原因別重傷者数 （人） （負傷者数の内数）	計		2	3	2
	揺れ		2	3	2
	（うち屋内収容物落下等）		(0)	(0)	(0)
	土砂災害		0	0	0
	津波		0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物		0	0	0
	交通（道路）		0	0	0
避難者数 （人）	当日		123	124	124
	1日後		123	124	124
	1週間後		119	120	120
	1ヶ月後		62	62	62
帰宅困難者数（人）	当日		—	1,262	885
断水人口（人）	1日後		7,882	7,882	7,882
下水道支障人口（人）	1日後		580	580	580
停電（軒）	1日後		0	0	0
通信支障回線（回線）	1日後		41	41	41
復旧対象となる ガス供給停止（戸）	1日後		0	0	0
災害廃棄物等 （千トン）	計		4～ 4	4～ 4	4～ 4
	災害廃棄物		4	4	4
	津波堆積物		0	0	0

2 脆弱性評価

(1) 評価手順

脆弱性評価は、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に示された評価手法を参考に、次の手順で行い、基本計画及び県計画で設定されたリスクシナリオを参考として、本町の特性などを踏まえ、事前に備えるべき目標の妨げになるものとして、36のリスクシナリオを設定した。



(2) 評価結果

【V 脆弱性評価結果】のとおりに

3 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

一つの施策が複数の「起きてはならない最悪の事態」に対応するものである場合が多いことから、施策の推進方針（次章）は施策分野別に括り記載する。起きてはならない最悪の事態と施策分野の対応関係は下表のとおりとする。

事前に備えるべき目標		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
起きてはならない最悪の事態		治水対策・土砂災害対策	住宅・都市	ライフライン・廃棄物	保健・医療	情報・通信	産業	交通・物流	行政機能	避難支援	地域防災力の強化	人材育成	老朽化対策	広域連携・官民連携
1 直接死を最大限防ぐ														
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		○		○			○					○	
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		○											
1-3	突発又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○								○				
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	○				○	○							
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する														
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			○	○		○							
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		○				○		○					
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足								○		○			○
2-4	大量の帰宅困難者等の発生、混乱									○				
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺				○		○		○	○	○		○	
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			○	○									
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生				○					○				
3 必要不可欠な行政機能は確保する														
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱					○			○					
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下								○					○
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する														
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○				○		○						
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					○								
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態					○		○		○		○		

事前に備えるべき目標		1 治水対策・土砂災害対策	2 住宅・都市	3 ライフライン・廃棄物	4 保健・医療	5 情報・通信	6 産業	7 交通・物流	8 行政機能	9 避難支援	10 地域防災力の強化	11 人材育成	12 老朽化対策	13 広域連携・官民連携
起きてはならない最悪の事態														
5 経済活動を機能不全に陥らせない														
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下						○							
5-2	エネルギー供給の停止、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害	○					○	○						
5-3	産業施設の損壊、火災、爆発等						○							
5-4	幹線の分断等、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	○						○					○	
5-5	食料等の安定供給の停滞			○				○						
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる														
6-1	電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止			○										
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			○								○	○	
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			○								○	○	
6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止					○		○					○	
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全											○	○	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない														
7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		○					○	○		○			
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う直接的な被害及び交通麻痺		○			○		○						
7-3	ため池、雨水・用水ゲート等の機能不全による二次被害の発生	○				○				○		○	○	
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大						○							
7-5	農地・森林等の被害による荒廃	○	○				○							
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する														
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		○	○										
8-2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態											○		
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		○						○		○	○		
8-4	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○									○		
8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響						○							○

Ⅳ 強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、国及び県、他市町等と連携の上、【Ⅵ 本計画において活用する国事業、交付金等】を活用し、以下の方針により施策を推進する。

1. 治水対策・土砂災害対策

- ・激甚化、頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、雨水貯留浸透施設やたんぼダム、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制するなどの雨水対策を進める。【上下水道事業所、産業経済課】
- ・防災上重要な農業用ため池を指定し、局地的な豪雨災害に備えるため、水位調整や事前放流を行い災害の未然防止を図る。【産業経済課】
- ・ため池の安全性や機能を確保するため、地震・豪雨対策と併せて、ため池の耐震診断を実施する。【産業経済課】
- ・ため池の決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を推進する。【産業経済課】
- ・大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、危険性の高い箇所の的確な把握を行い、保安林の適正な配備、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を推進する。【まちづくり課、産業経済課】
- ・土砂災害による被害を未然に防ぐため、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域内にある住宅及び建築物の移転や防護壁等の整備を支援する。【まちづくり課】
- ・雨水・用水ゲート等のより効率的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する。【産業経済課、上下水道事業所】
- ・森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を検証し、山腹崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。【産業経済課】
- ・間伐や除伐により、適正な森林環境を整えとともに、森林計画を策定し、計画的な森林整備を促進する。【産業経済課】
- ・森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と調和した多様な森林づくりを推進する。【産業経済課】
- ・雨水幹線や雨水貯留浸透施設等の整備を計画的に実施する。【上下水道事業所】

【重要業績評価指標】

雨水整備率	令和5年度	57.0%	→	令和10年度	62.0%
特定ため池改修完了箇所数	令和5年度	1箇所	→	令和10年度	2箇所
急傾斜地崩壊対策事業整備完了箇所数	令和5年度	5箇所	→	令和10年度	6箇所

2. 住宅・都市

- ・住宅等の耐震化を進めるため、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を推進する。また、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する。【まちづくり課】
- ・旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断や耐震改修を支援する。【まちづくり課】
- ・空家等対策計画に基づき、空家等への対策を推進する。【まちづくり課】
- ・特定空家については適正な管理を指導し、状況に応じて勧告・命令・代執行を行う。【まちづくり課】
- ・大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。【まちづくり課】
- ・避難場所等になる都市公園、緑地、広場等の整備を推進する。【まちづくり課】
- ・大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、その存在を住民に周知し、防災意識を向上させるほか、安全性確認のために必要な調査等により宅地の防災対策に取り組む。【まちづくり課、企画政策課】
- ・災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地所有者、土地境界等を明確化する。【まちづくり課】
- ・地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する。【企画政策課、総務課】
- ・文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める。【文化推進課】
- ・歴史資料館の展示物・収蔵物のほか、地域の有形・無形の文化を記録する。【文化推進課】
- ・指定等文化財所有者との日常的な連絡体制の強化と未指定文化財に関する体系的な把握を進める。【文化推進課】
- ・孤立集落が発生した際の具体的な対応についてのマニュアル策定や定期的な訓練を実施する。また、自主防災組織や各家庭における備蓄の推進など備えの重要性を呼びかける。【企画政策課】

【重要業績評価指標】

住宅の耐震化率	令和5年度	80.2%	→	令和10年度	83.2%
文化財パトロール・保護訓練等実施回数	令和5年度	5回	→	令和10年度	7回
地籍調査事業進捗率	令和5年度	8.8%	→	令和10年度	10.6%
一人あたりの公園面積	令和5年度	4.7 m ² /人	→	令和10年度	9.0 m ² /人

3. ライフライン・廃棄物

- ・食料、生活必需物資の計画的な備蓄を進めるとともに、効率的に配送できるよう適切に管理する。【企画政策課】
- ・災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、企業等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に締結している協定の実行力を高めるため、連絡窓口の確認を行うほか、訓練等を通じた連携体制の維持・強化を図る。【企画政策課】
- ・住民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する。【企画政策課】
- ・大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化するとともに、施設や設備の耐震化等防災対策を進める。【企画政策課】
- ・石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備に向けた検討を進める。【企画政策課】
- ・水道管路・施設については、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上や老朽化対策、近隣事業体との連絡管の確保等に努める。【上下水道事業所】
- ・「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく広域的な実務訓練や情報伝達訓練に参加し、大規模災害時の給水活動と対応力の強化・連携を図る。【上下水道事業所】
- ・生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化、耐水化及び非常用電源の確保を推進する。【上下水道事業所】
- ・大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、上下水道事業の業務継続計画（BCP）を整備（更新）し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。【上下水道事業所】
- ・住民の安定的電源確保等に資する住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池、非常時の備えとなる家庭用蓄電池、太陽熱温水器等の導入を促進する。【生活環境課】
- ・自治会や住民団体が管理する避難場所等において、電力供給遮断等の非常時に、避難住民の生活等に必要最低限の電力を確保するため、再生可能エネルギーを活用した非常用電源の整備を支援する。【企画政策課】
- ・災害廃棄物を迅速に処理するため、太子町災害廃棄物処理計画に基づき、県及び他市町と連携の上、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る。【生活環境課】
- ・災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する。【生活環境課】
- ・大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保及び県・市町間における相互応援協定等を運用し、広域的に災害廃棄物への対応を行う。【生活環境課】

【重要業績評価指標】

基幹管路耐震化率	令和 5 年度	57.4%	→ 令和 10 年度	81.3%
災害時応援協定の協定締結数	令和 5 年度	39 件	→ 令和 10 年度	44 件
廃棄物処理に係る協定締結件数	令和 5 年度	2 件	→ 令和 10 年度	3 件

4. 保健・医療

- ・太子町災害時保健活動マニュアルにより、災害発生後の速やかな防疫活動、保健活動を実施する。【さわやか健康課】
- ・太子町医療救護所開設・運営マニュアルにより、災害発生後の速やかな救護所の設置を実施する。【さわやか健康課】
- ・県や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、災害時医療体制の充実を図る。【さわやか健康課、企画政策課】
- ・避難所や被災者宅を保健師等が訪問し、住民の健康状態を把握・支援する。【さわやか健康課】
- ・消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品を確保する。【企画政策課】
- ・傷病者を迅速に治療に繋ぐために、県との連携により各医療機関やDMA T の調整を図る。【さわやか健康課、企画政策課】
- ・救助や救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保できる体制を構築する。【生活環境課、さわやか健康課】
- ・被災時における多数の傷病者に対応するため、研修会等の開催を通じて、災害医療従事者の医療技術の向上と災害拠点病院や地域の二・三次救急医療機関相互の連携を強化する。【さわやか健康課】
- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するよう、住民に呼びかけるとともに、消毒、害虫駆除等を行うための体制等を構築する。【さわやか健康課、生活環境課】
- ・トイレやごみ処理をはじめ、避難所における衛生環境の維持に配慮できるよう、感染症等の発生予防への備え、取組を推進する。【さわやか健康課、企画政策課】
- ・トイレや清掃等に必要な生活用水を確保できるよう、避難所となる小学校等に整備した井戸をはじめ、災害に備えた井戸の整備、維持を図る。【企画政策課】
- ・災害時における電力供給の途絶に備え、医療機関等における自家発電装置や燃料タンクの設置等を促進する。【企画政策課】
- ・大規模災害時において、消防機関等の到着前に傷病者への適切な処置が実施できるよう、住民に対して応急手当の普及啓発を図る。【社会福祉課】

【重要業績評価指標】

救命救急講習等受講者数 令和5年度 1,035人 → 令和10年度 2,690人
予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率 → 毎年95%以上

5. 情報・通信

- ・防災行政無線及びたいし安全安心ネット等の登録・運用の強化により、台風・集中豪雨等に対する防災情報の発信、収集の強化を図る。【企画政策課】
- ・フェニックス防災システムをはじめとした、必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。【企画政策課】
- ・雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等のデータの確実な収集・処理・提供を行うため、職員が一元的にデータの収集・提供を行える体制を構築する。【企画政策課】
- ・民間の情報通信手段が遮断された際に、衛星通信ネットワークを防災端末のバックアップ回線として使用できるよう職員訓練を実施する。【企画政策課】
- ・適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集・提供手段を確保する。【企画政策課】
- ・西はりま消防組合、神戸地方気象台等と連携を図り、気象情報等を収集し、総合的な分析により災害発生に備え、対応する。【企画政策課】
- ・防犯情報の提供を行うため、「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大と、地域防犯ネットワークの拡充を図る。【生活環境課】
- ・行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）において、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ、緊急時対応計画の点検・見直し、信頼性の高い通信ネットワークの構築、リモートアクセスシステムの活用、非常用電源の整備等の対策により耐災害性の向上を図る。【企画政策課、総務課】

【重要業績評価指標】

たいし安全安心ネット登録者数 令和5年度 9,512人 → 令和10年度 12,800人
住民への防災情報伝達方法 令和5年度 7系統 → 令和10年度 9系統

6. 産業

- ・大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図ることにより、企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進する。【企画政策課、産業経済課】
- ・事業所が策定する業務継続計画（BCP）に基づき、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を行うよう、啓発を行う。【企画政策課、産業経済課】
- ・大規模災害時の産業施設等における危険物品等の飛散・漏えいによる爆発及び速燃的な火災に備えるため、訓練等を通して災害対応体制の強化と関係機関との連携体制を構築する。【企画政策課】
- ・油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう企業へ啓発する。【企画政策課】
- ・地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、状況に応じて、発信すべき情報、情報発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制強化を推進する。【企画政策課】
- ・積極的な風評被害対策を実施できるよう、平時から企業等の関係機関との連携を強化する。【産業経済課、企画政策課】
- ・失業者に対し、管内ハローワークや商工会と連携するなどにより、その早期再就職を支援する。【産業経済課】

【重要業績評価指標】

企業等の防災訓練への参加数 令和5年度 5事業所 → 令和10年度 8事業所

7. 交通・物流

- ・緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、広域的連携を支える基幹道路の整備を図るとともに、代替性の高い道路網の構築等を推進する。【まちづくり課】
- ・緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める。【まちづくり課】
- ・早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路復旧できる体制を構築する。【まちづくり課】
- ・被災した場合に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を進める。【まちづくり課】
- ・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・土砂災害対策を着実に進める。【まちづくり課】
- ・狭あい道路の拡幅を進める。【まちづくり課】
- ・林業生産活動に加えて、地域交通の改善などに重要な役割を果たしている林道等の整備・維持に努める。【産業経済課】

- ・迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避するための検討を進める。【生活環境課】

【重要業績評価指標】

都市計画道路の進捗率	令和 5 年度	71.2%	→	令和 10 年度	74.0%
橋梁長寿命化修繕事業進捗率	令和 5 年度	75.0%	→	令和 10 年度	100%

8. 行政機能

- ・防災関連機関等が一同に会する太子町防災会議を定期的開催し、太子町地域防災計画の見直しを含め、防災体制の充実強化を図る。【企画政策課】
- ・職員の防災意識と防災対応力の向上を図るため、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する。【企画政策課】
- ・西はりま消防組合や警察、自衛隊等の関係機関等との情報の共有化や連携強化を図るとともに、大規模被害を想定した広域的かつ実践的な訓練を実施する。【企画政策課】
- ・大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援体制の整備に努める。【企画政策課】
- ・業務継続計画（BCP）を策定し、職員、執務環境、物資、情報及びライフライン等の「資源」に大きな制約がある状況下においても実施すべき業務を予め特定し、業務の実施に必要な「資源」の確保や配分等について必要な措置を講ずる。【企画政策課】
- ・災害時の緊急事態の発生に備えて、24 時間監視・即応体制を維持するため、緊急連絡体制を整備し、必要な訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める。【企画政策課】
- ・職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員行動マニュアルを作成し、研修・訓練等を通じて周知徹底を図る。【企画政策課】
- ・被災者支援システムが災害時に活用できるよう、研修により職員の習熟度を高める。【企画政策課】
- ・避難所となる公共施設では、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう、必要な整備を行う。【まちづくり課、管理課、社会教育課、文化推進課、社会福祉課】
- ・避難所となる公共施設のトイレの洋式化及び多機能トイレの整備を推進する。【管理課、企画政策課】
- ・避難所となる公共施設の空調設備の整備を推進する。【さわやか健康課、管理課、文化推進課、社会教育課、企画政策課】
- ・消防・救急車両や設備の更新を継続して進める。【生活環境課】
- ・耐震性防火水槽の整備を進める。【生活環境課】
- ・大規模災害に備え、下水道施設等の計画的な設備の整備、管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。【上下水道事業所】

【重要業績評価指標】

町職員を対象とした防災研修実施回数	令和5年度 4回	→	令和10年度 6回
ひょうご防犯ネット登録者数	令和5年度 810人	→	令和10年度 1,000人
防犯カメラ設置補助箇所数(累計)	令和5年度 90箇所	→	令和10年度 120箇所
学校(小・中学校)トイレ洋式化率	令和5年度 82.0%	→	令和10年度 92.0%
学校(小・中学校)体育館・武道場空調設備設置率	令和5年度 0施設%	→	令和10年度 6施設

9. 避難支援

- ・防災行政無線及びたいし安全安心ネット、全国瞬時警報システム（Jアラート）等の登録・運用の強化等により、防災情報伝達の多重化を推進し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の発信、収集の強化を図る。【企画政策課】
- ・高齢者等避難、避難指示等の避難情報を適時適切に発令できるよう、県版避難判断のガイドライン等に基づいた町版避難判断のガイドライン等を策定・運用する。【企画政策課】
- ・防災（洪水・内水・地震）ハザードマップの更新を実施するとともに、内容や避難方法の周知などを継続的に実施する。【企画政策課、上下水道事業所】
- ・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、1kmメッシュごとの土砂災害危険度分布情報を、ホームページなどを通じて、広く住民へ情報提供する。【企画政策課、まちづくり課】
- ・決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点大規模ため池について、浸水想定区域やハザードマップを公表するとともに、説明会等の開催を通して、災害時に円滑な避難ができるよう住民に広く情報提供する。【産業経済課】
- ・住民の主体的な避難行動を支援するため、住民一人ひとりが、自らの「逃げるタイミング」や「逃げる場所」などを予め決めておく「マイ避難カード」作成の取組を展開する。【企画政策課】
- ・冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保などにより、避難所における生活の質の確保を図る。【企画政策課】
- ・公共施設のWi-Fi環境については、災害発生時の避難者等の情報通信手段としての利用が想定されるため、環境の確保を図る。【総務課、管理課、社会教育課】
- ・避難所となる公共施設に太陽光発電設備や蓄電池を導入し、電力の確保を図る。【生活環境課】
- ・避難行動要支援者等避難支援制度を周知し、その登録を推進するとともに、各地域での訓練を実施・支援する。【企画政策課、高年介護課、社会福祉課、さわやか健康課】
- ・災害時に避難支援を要する者について個別の支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや関係事業所が、避難支援者と連携しつつ、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。また、社会福祉施設や医療施設等

における入所者及び入院者の避難計画作成を支援する。【企画政策課、高年介護課、社会福祉課、さわやか健康課】

- ・要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施できるよう支援する。【企画政策課】
- ・児童の安全確保のため、全小学校での引き渡し訓練を引き続き実施する。【管理課】
- ・大規模災害発生時における外国人住民に対する支援を円滑に行うため、やさしい日本語及び多言語による情報提供、行政窓口等への通訳ボランティアの派遣、外国人住民等からの相談・問合せに対応できる窓口を設置する。【企画政策課】
- ・民間企業との協力関係の構築、代替輸送手段の確保等に係る広域的な支援体制や具体的手順などを内容とする「帰宅困難者対策ガイドライン（関西広域連合）」に基づき、国、関係機関や協力民間団体との連携・協働により、帰宅困難者の安全・安心な帰宅を支援する。【企画政策課】
- ・あらかじめ仮設住宅の建設地を選定する等の事前準備を進める。【まちづくり課】
- ・企業等との協定締結を促進し、帰宅困難者への水道水、トイレ及び道路等情報の提供の場を確保する。【企画政策課】

【重要業績評価指標】

避難行動要支援者等登録者数	令和 5 年度 1,024 人 → 令和 10 年度 1,130 人
災害用仮設トイレ訓練実施回数	令和 5 年度 2 回 → 令和 10 年度 4 回
防災情報伝達の多重化	令和 5 年度 7 系統 → 令和 10 年度 9 系統
たいし安全安心ネット登録者数	令和 5 年度 9,512 人 → 令和 10 年度 12,800 人

10. 地域防災力の強化

- ・多数の住民が参加できるよう、地域の災害特性を踏まえた実施方法や訓練内容を工夫するとともに、地域や関係機関等と学校が連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての校区で進める。
【企画政策課、管理課】
- ・消防団の充実強化の取組や自主防災組織育成の取組を支援する。【生活環境課、企画政策課】
- ・自主防災組織、学校、企業などと連携して、住民が主体的に生命・財産を守る行動ができるよう訓練を実施する。また、NPO、地域団体等が実施する阪神・淡路大震災の経験や教訓を伝える事業、災害に備える事業を支援する。【企画政策課】
- ・災害時におけるボランティア活動支援のため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。【企画政策課、社会福祉課】
- ・防災訓練や防災講演会、出前講座など、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、住民の防災・減災意識の高揚に努める。【企画政策課】

- ・台風・集中豪雨等に対するソフト対策を充実させるため、台風接近時等の自治会等との連携を密にし、防災情報の収集や発信の強化を図る。【企画政策課】
- ・孤立集落が発生した際の具体的な対応についてのマニュアル策定や定期的な訓練を実施する。また、自主防災組織や各家庭における備蓄の推進など備えの重要性を呼びかけていく。【企画政策課】

【重要業績評価指標】

ひょうご安全の日事業を活用した自治会数	令和5年度	2自治会	→	令和10年度	5自治会
避難行動要支援者等登録者数	令和5年度	1,024人	→	令和10年度	1,130人
ひょうご防災リーダー講座修了者数	令和5年度	40人	→	令和10年度	50人

11. 人材育成

- ・土木・建築・上下水道事業関係の人材育成、技術職員の確保など組織体制等の整備を進める。【総務課、まちづくり課、上下水道事業所】
- ・県が行う家屋被害認定士、被災宅地・建築物応急危険度判定士等の養成講習会に積極的に職員を派遣し、被災地支援を行うとともに、発災時に速やかに他団体より派遣を受けられる受援体制を構築する。【企画政策課、税務課】
- ・防災インフラの保全・復旧を担う建設業等の人材育成を図るため、若年者や求職者に対する職業訓練による技能修得を推進し、将来に向けての担い手確保を図る。【産業経済課】

【重要業績評価指標】

町職員を対象とした防災研修実施回数	令和5年度	4回	→	令和10年度	6回
家屋被害認定士養成研修受講職員数	令和5年度	29人	→	令和10年度	39人
被災宅地危険度判定士養成研修受講職員数	令和5年度	8人	→	令和10年度	12人
被災建築物応急危険度判定士認定講習受講職員数	令和5年度	7人	→	令和10年度	11人
被災宅地判定調整員養成研修受講職員	令和5年度	2人	→	令和10年度	7人
被災建築物判定調整員認定講習受講職員数	令和5年度	3人	→	令和10年度	8人

12. 老朽化対策

- ・公共施設等総合管理計画や公共施設個別施設管理計画に基づき、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めていく。【財政課】
- ・都市基盤の計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止す

る。【まちづくり課】

- ・老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等におけるインフラメンテナンス研修等の受講を推進する。【まちづくり課】
- ・農業集落排水施設等の機能診断等により、計画的な点検・補修を行い、施設の長寿命化対策を実施する。【産業経済課】
- ・利用者等の安全確保の観点から高齢者施設等の老朽化対策を推進する。【高年介護課】

1 3. 広域連携・官民連携

- ・県内外の市町や企業等との間で締結している相互の救助・救急活動のための応援協定を実効性の高いものとするため、継続した備蓄資機材等の情報の共有を推進する。【企画政策課】
- ・大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援体制の整備に努める。【企画政策課】
- ・県及び播磨広域連携協議会の訓練等に参加し、連携強化を図る。【企画政策課】
- ・農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を生かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。【産業経済課】
- ・森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。【産業経済課】
- ・消防団員の確保、資質向上を推進する。【生活環境課】

【重要業績評価指標】

消防団員数	令和 5 年度	401 人	→	令和 10 年度	426 人
防犯グループ結成数	令和 5 年度	44 グループ	→	令和 10 年度	47 グループ

V 脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

- ・避難所となる公共施設では、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう整備を進める必要がある。【まちづくり課、管理課、社会教育課、文化推進課、社会福祉課】
- ・住宅等の耐震化を進めるため、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を推進する。また、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する必要がある。【まちづくり課】
- ・旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断や耐震改修を支援する必要がある。【まちづくり課】
- ・空家等対策計画に基づき、空家等への対策を推進する必要がある。【まちづくり課】
- ・特定空家については適正な管理を指導し、状況に応じて勧告・命令・代執行を行う必要がある。【まちづくり課】
- ・大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、その存在を住民に周知し、防災意識を向上させるほか、安全性確認のために必要な調査等により宅地の防災対策に取り組む必要がある。【まちづくり課、企画政策課】
- ・土砂災害による被害を未然に防ぐため、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域内にある住宅及び建築物の移転や防護壁等の整備を支援する必要がある。【まちづくり課】
- ・公共施設等総合管理計画や公共施設個別施設管理計画に基づき、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要がある。【財政課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-2) 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

- ・耐震性防火水槽の整備を進める必要がある。【生活環境課】
- ・消防・救急車両や設備の更新を継続して進める必要がある。【生活環境課】
- ・消防団員の確保、資質向上を推進する必要がある。【生活環境課】
- ・大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。【まちづくり課】
- ・避難場所等になる都市公園、緑地、広場等の整備を推進する必要がある。【まちづくり課】
- ・防災上危険な密集市街地の総合的な整備を促進する必要がある。【まちづくり課】

・避難所となる公共施設では、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう、整備を行う必要がある。【まちづくり課、管理課、社会教育課、文化推進課、社会福祉課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 1-3) 突発又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
〈施策の方向性〉 ・激甚化、頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、雨水貯留浸透施設やたんぼダム、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制するなどの雨水対策を進める必要がある。【上下水道事業所、産業経済課】 ・防災（洪水・内水・地震）ハザードマップの更新を実施するとともに、内容や避難方法の周知などを継続的に実施する必要がある。【企画政策課、上下水道事業所】 ・雨水幹線や雨水貯留浸透施設等の整備を計画的に実施する必要がある。【上下水道事業所】
〈起きてはならない最悪の事態〉 1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
〈施策の方向性〉 ・激甚化、頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、たんぼダムやため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制するなどの雨水対策を進める必要がある。【上下水道事業所、産業経済課】 ・防災（洪水・内水・地震）ハザードマップの更新を実施するとともに、内容や避難方法の周知などを継続的に実施する必要がある。【企画政策課、上下水道事業所】 ・防災行政無線及びたいし安全安心ネット等の登録・運用の強化により、台風・集中豪雨等に対する防災情報の発信、収集の強化を図る必要がある。【企画政策課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
〈施策の方向性〉 ・食料、生活必需物資の計画的な備蓄を進めるとともに、効率的に配送できるよう適切に管理する必要がある。【企画政策課】 ・災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、企業等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に締結している協定の実行力を高めるため、連絡窓口の確認を行うほか、訓練等を通じた連携体制の維持・強化を図る必要がある。【企画政策課】 ・住民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する必要がある。【企画政策課】

・大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化するとともに、施設や設備の耐震化等防災対策を進める必要がある。【企画政策課】 ・避難所となる公共施設のトイレの洋式化及び多機能トイレの整備を推進する必要がある。【管理課、企画政策課】 ・避難所となる公共施設の空調設備の整備を推進する必要がある。【さわやか健康課、管理課、文化推進課、社会教育課、企画政策課】 ・応急用食料等の受入れに対応するため、防災備蓄倉庫を整備する必要がある。【企画政策課】 ・「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく広域的な実務訓練や情報伝達訓練に参加し、大規模災害時の給水活動と対応力の強化・連携を図る必要がある。【上下水道事業所】 ・住民の安定的電源確保等に資する住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池、非常時の備えとなる家庭用蓄電池、太陽熱温水器等の導入を促進する必要がある。【生活環境課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
〈施策の方向性〉 ・孤立集落が発生した際の具体的な対応についてのマニュアル策定や定期的な訓練を実施する必要がある。また、自主防災組織や各家庭における備蓄の推進など備えの重要性を呼びかけていく必要がある。【企画政策課】 ・林業生産活動に加えて、地域交通の改善などに重要な役割を果たしている林道等の整備・維持に努める必要がある。【産業経済課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 2-3) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
〈施策の方向性〉 ・大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援体制の整備に努める必要がある。【企画政策課】 ・西はりま消防組合等の関係機関との情報の共有化や連携強化を図るとともに、大規模被害を想定した広域的な実践的な訓練を実施する必要がある。【企画政策課】 ・消防・救急車両や設備の更新を継続して進める必要がある。【生活環境課】 ・大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が即座に現場に駆け付けることが困難であるため、消防団や自主防災組織の充実等を図る必要がある。【企画政策課、生活環境課】 ・多数の住民が参加できるよう、地域の災害特性を踏まえた実施方法や訓練内容を工夫するとともに、地域や関係機関等と学校が連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての校区で進める必要がある。【企画政策課、管理課】 ・消防団の災害対応能力の向上のため、救助用資機材等の充実する必要がある。【生活環境課】 ・災害対応用資機材を保管する備蓄倉庫を整備する必要がある。【生活環境課】

〈起きてはならない最悪の事態〉 2-4) 大量の帰宅困難者等の発生、混乱
〈施策の方向性〉 ・民間企業との協力関係の構築、代替輸送手段の確保等に係る広域的な支援体制や具体的手順などを内容とする「帰宅困難者対策ガイドライン（関西広域連合）」に基づき、国、関係機関や協力民間団体との連携・協働により、帰宅困難者の安全・安心な帰宅を支援する必要がある。【企画政策課】 ・企業等との協定締結を促進し、帰宅困難者への水道水、トイレ及び道路等情報の提供の場を確保する必要がある。【企画政策課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
〈施策の方向性〉 ・災害時における電力供給の途絶に備え、医療機関等における自家発電装置や燃料タンクの設置等を促進する必要がある。【企画政策課】 ・避難所となる小学校等に整備した井戸を活用し、トイレや清掃等に必要な生活用水を確保することで、避難所の衛生環境の維持を図る必要がある。【企画政策課】 ・大規模災害時において、消防機関等の到着前に傷病者への適切な処置が実施できるよう、住民に対して応急手当の普及啓発を図る必要がある。【さわやか健康課、社会福祉課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
〈施策の方向性〉 ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するよう、住民に呼びかけるとともに、消毒、害虫駆除等を行うための体制等を構築する必要がある。【さわやか健康課、生活環境課】 ・生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化、耐水化及び老朽化対策、非常用電源の確保を推進する必要がある。【上下水道事業所】
〈起きてはならない最悪の事態〉 2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
〈施策の方向性〉 ・県等と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要がある。【さわやか健康課】 ・県等と連携し、災害発生後の速やかな救護所の設置や巡回救護班の派遣、こころのケア対策、

避難者に対する健康相談・栄養相談など、避難者の保健・医療面でのサポートを実施する必要がある。【さわやか健康課】

- ・冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保などにより、避難所における生活の質の確保を図る必要がある。【企画政策課】

3 必要不可欠な行政機能を確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

〈施策の方向性〉

- ・防犯情報の提供を行うため、「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大と、地域防犯ネットワークの拡充を図る必要がある。【生活環境課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

〈施策の方向性〉

- ・業務継続計画（BCP）を策定し、職員、執務環境、物資、情報及びライフライン等の「資源」に大きな制約がある状況下においても実施すべき業務を予め特定し、業務の実施に必要な「資源」の確保や配分等について必要な措置を講ずる必要がある。【企画政策課】
- ・避難所となる公共施設の耐震化を引き続き進め、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう、整備を行う必要がある。【まちづくり課・管理課・社会教育課・文化推進課・社会福祉課】
- ・災害時の緊急事態の発生に備えて、24時間監視・即応体制を維持するため、緊急連絡体制を整備し、必要な訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める必要がある。【企画政策課】
- ・職員の防災意識と防災対応力の向上を図るため、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する必要がある。【企画政策課】
- ・他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制を整備する必要がある。【企画政策課】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

〈施策の方向性〉

- ・フェニックス防災システムをはじめとした、必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する必要がある。【企画政策課】

・民間の情報通信手段が遮断された際に、衛星通信ネットワークを防災端末のバックアップ回線として使用できるよう職員訓練を実施する必要がある。【企画政策課】 ・長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、必要に応じた対策を講ずる必要がある。【企画政策課、総務課】 ・電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、道路の無電柱化等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【まちづくり課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
〈施策の方向性〉 ・防災行政無線等、防災情報伝達の多重化を推進し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。【企画政策課】 ・防災行政無線及びたいし安全安心ネット、全国瞬時警報システム（Jアラート）等の登録・運用の強化等により、防災情報伝達の多重化を推進し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の発信、収集の強化を図る必要がある。【企画政策課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
〈施策の方向性〉 ・フェニックス防災システム等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、防災担当職員の人材育成を推進する必要がある。【企画政策課】 ・避難行動要支援者等避難支援制度を周知し、その登録を推進するとともに、各地域での訓練を実施・支援する必要がある。【企画政策課、高年介護課、社会福祉課】 ・災害時に避難支援を要する者について個別の支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや関係事業所が、避難支援者と連携しつつ、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する必要がある。また、社会福祉施設や医療施設等における入所者及び入院者の避難計画作成を支援する必要がある。【企画政策課、高年介護課、社会福祉課、さわやか健康課】 ・要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施できるよう支援する必要がある。【企画政策課】 ・大規模災害発生時における外国人住民に対する支援を円滑に行うため、やさしい日本語及び多言語による情報提供、行政窓口等への通訳ボランティアの派遣、外国人住民等からの相談・問合せに対応できる窓口を設置する必要がある。【企画政策課】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

〈起きてはならない最悪の事態〉 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
〈施策の方向性〉 ・大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図ることにより、企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。 【企画政策課、産業経済課】 ・事業所が策定する業務継続計画（BCP）に基づき、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を行うよう、啓発を行う必要がある。【企画政策課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 5-2) エネルギー供給の停止、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害
〈施策の方向性〉 ・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、広域的連携を支える基幹道路の整備を図るとともに、代替性の高い道路網の構築等を推進する必要がある。【まちづくり課】 ・被災した場合に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を進める必要がある。【まちづくり課】 ・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【まちづくり課】 ・水道管路・施設については、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上や老朽化対策、近隣事業体との連絡管の確保等に努める必要がある。【上下水道事業所】
〈起きてはならない最悪の事態〉 5-3) 産業施設の損壊、火災、爆発等
〈施策の方向性〉 ・大規模災害時の産業施設等における危険物品等の飛散・漏えいによる爆発及び速燃的な火災に備えるため、訓練等を通して災害対応体制の強化と関係機関との連携体制を構築する必要がある。【企画政策課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 5-4) 幹線の分断等、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
〈施策の方向性〉 ・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、広域的連携を支える基幹道路の整備を図るとともに、代替性の高い道路網の構築等を推進する必要がある。【まちづくり課】 ・被災した場合に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を進める必要がある。【まちづくり課】 ・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【まちづくり課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-5) 食料等の安定供給の停滞

〈施策の方向性〉

- ・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、広域的連携を支える基幹道路の整備を図るとともに、代替性の高い道路網の構築等を推進する必要がある。【まちづくり課】
- ・災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、企業等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に締結している協定の実行力を高めるため、連絡窓口の確認を行うほか、訓練等を通じた連携体制の維持・強化を図る必要がある。【企画政策課】
- ・被災者支援のために飲料水や食料等の計画的な備蓄を進めるとともに、効率的に配送できるよう適切に管理する必要がある。【企画政策課】
- ・企業等に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える業務継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。【企画政策課】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-1) 電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

〈施策の方向性〉

- ・大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する必要がある。【企画政策課】
- ・石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備に向けた検討を進める必要がある。【企画政策課】
- ・大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、企業と連携して、施設や設備の耐震化等防災対策を進める必要がある。【企画政策課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

〈施策の方向性〉

- ・水道管路については、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上や近隣事業体との連絡管の確保等に努める必要がある。【上下水道事業所】
- ・大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する必要がある。【上下水道事業所】

・大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、上水道事業の業務継続計画（ＢＣＰ）を整備（更新）し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。【上下水道事業所】 ・大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、県内の水道事業体との相互応援協定により広域的な応援体制を整備するとともに、定期的な訓練や研修を通じた連携体制の更なる確認を行う必要がある。【上下水道事業所】
〈起きてはならない最悪の事態〉 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
〈施策の方向性〉 ・大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道事業の業務継続計画（ＢＣＰ）を整備（更新）し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。【上下水道事業所】 ・大規模災害に備え、下水道施設等の計画的な設備の整備、管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。【上下水道事業所】 ・下水道施設の老朽化対策及び非常用電源の確保を図る必要がある。【上下水道事業所】
〈起きてはならない最悪の事態〉 6-4) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
〈施策の方向性〉 ・緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、広域的連携を支える基幹道路の整備を図るとともに、代替性の高い道路網の構築等を推進する必要がある。【まちづくり課】 ・緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める必要がある。【まちづくり課】 ・早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路復旧を行う必要がある。【まちづくり課】 ・被災した場合に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を進める必要がある。【まちづくり課】 ・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【まちづくり課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全
〈施策の方向性〉 ・防災インフラの保全・復旧を担う建設業等の人材育成を図るため、若年者や求職者に対する職業訓練による技能修得を推進し、将来に向けての担い手確保を図る必要がある。【産業経済課】 ・老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等におけるインフラメンテナンス研修等の受講を推進する必要がある。【まちづくり課】

- ・社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっている。人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。【まちづくり課、財政課】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-1) 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

- ・耐震性防火水槽の整備を進める必要がある。【生活環境課】
- ・消防・救急車両や設備の更新を継続して進める必要がある。【生活環境課】
- ・消防団員の確保、資質向上を推進する必要がある。【生活環境課】
- ・大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。【まちづくり課】
- ・避難場所等になる都市公園、緑地、広場等の整備を推進する必要がある。【まちづくり課】
- ・防災上危険な密集市街地の総合的な整備を促進する必要がある。【まちづくり課】
- ・避難所となる公共施設では、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう、整備を行う必要がある。【まちづくり課、管理課、社会教育課、文化推進課、社会福祉課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う直接的な被害及び交通麻痺

〈施策の方向性〉

- ・空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する必要がある。【まちづくり課】
- ・特定空家については適正な管理を指導し、状況に応じて代執行を行う必要がある。【まちづくり課】
- ・住宅等の耐震化を進めるため、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を推進する必要がある。また、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する必要がある。【まちづくり課】
- ・旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断や耐震改修を支援する必要がある。【まちづくり課】
- ・狭あい道路の拡幅を進める必要がある。【まちづくり課】
- ・防災上危険な密集市街地の総合的な整備を促進する必要がある。【まちづくり課】
- ・適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集・提供手段を確保する必要がある。【企画政策課】

〈起きてはならない最悪の事態〉 7-3) ため池、雨水・用水ゲート等の機能不全による二次被害の発生
〈施策の方向性〉 ・激甚化、頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、雨水貯留浸透施設やたんぼダム、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制するなどの雨水対策を進める必要がある。【上下水道事業所、産業経済課】 ・ため池の決壊による災害を未然に防止するため、危険性の高いため池の改修を推進する必要がある。【産業経済課】 ・雨水・用水ゲート等のより効率的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する必要がある。【産業経済課、上下水道事業所】
〈起きてはならない最悪の事態〉 7-4) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
〈施策の方向性〉 ・油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう企業へ啓発する必要がある。【企画政策課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 7-5) 農地・森林等の被害による荒廃
〈施策の方向性〉 ・森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。【産業経済課】 ・森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。【産業経済課】 ・森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。【産業経済課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

〈起きてはならない最悪の事態〉 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
〈施策の方向性〉 ・災害廃棄物を迅速に処理するため、太子町災害廃棄物処理計画に基づき、県及び他市町と連携の上、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る必要がある。【生活環境課】

・災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する必要がある。【生活環境課】 ・大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保及び県・市町間における相互応援協定等を運用し、広域的に災害廃棄物への対応を行う必要がある。【生活環境課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 8-2) 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態
〈施策の方向性〉 ・防災インフラの保全・復旧を担う建設業等の人材育成を図るため、若年者や求職者に対する職業訓練による技能修得を推進し、将来に向けての担い手確保を図る必要がある。【産業経済課】 ・土木・建築・上下水道事業関係の人材育成、技術職員の確保など組織体制等の整備を進める必要がある。【総務課、まちづくり課、上下水道事業所】 ・県が行う家屋被害認定士、被災宅地・建築物応急危険度判定士等の養成講習会に積極的に職員を派遣し、被災地支援を行うとともに、発災時に速やかに他団体より派遣を受けられる体制を構築する必要がある。【企画政策課】 ・職員の防災意識と防災対応力の向上を図るため、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する必要がある。【企画政策課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
〈施策の方向性〉 ・文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。【文化推進課】 ・歴史資料館の展示物・収蔵物のほか、地域の有形・無形の文化を記録しておく必要がある。【文化推進課】 ・指定等文化財所有者との日常的な連絡体制の強化と未指定文化財に関する体系的な把握を進める必要がある。【文化推進課】
〈起きてはならない最悪の事態〉 8-4) 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
〈施策の方向性〉 ・あらかじめ仮設住宅の建設地を選定する等の事前準備を進める必要がある。【まちづくり課】 ・災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。【まちづくり課】

- ・地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する必要がある。【企画政策課、総務課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

8-5) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

〈施策の方向性〉

- ・地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、状況に応じて、発信すべき情報、情報発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制強化を推進する必要がある。【企画政策課】
- ・積極的な風評被害対策を実施できるよう、平時から企業等の関係機関との連携を強化する必要がある。【企画政策課】
- ・失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する必要がある。【産業経済課】

VI 本計画において活用する国事業、交付金等

【内閣府（地方創生推進事務局）】	
・地方創生整備推進交付金	・デジタル田園都市国家構想交付金
【内閣府（こども家庭庁）】	
・子ども・子育て支援施設整備交付金	・就学前教育・保育施設整備交付金
・次世代育成支援対策施設整備交付金	
【総務省】	
・公衆無線LAN環境整備支援事業	・消防防災施設整備費補助金
・緊急消防援助隊設備整備費補助金	
【文部科学省】	
・学校施設環境改善交付金	
【厚生労働省】	
・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	・社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金
・社会福祉施設等施設整備費補助金	
【農林水産省】	
・多面的機能支払交付金	・土地改良施設維持管理適正化事業
・農村地域防災減災事業	・水利施設等保全高度化事業
・農業水路等長寿命化・防災減災事業	・緊急予防治山事業
・農山漁村振興交付金	・森林・山村多面的機能発揮対策交付金
・鳥獣被害防止総合対策交付金	
・農山漁村地域整備交付金	
【経済産業省】	
・災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業	・災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業
【国土交通省】	
・防災・安全交付金（道路・河川・下水道事業）	・急傾斜地崩壊対策事業
・砂防事業、地すべり対策事業	・下水道事業
・その他総合的な治水事業	・市街地整備事業＜都市防災推進事業＞
・都市公園・緑地等事業	・住宅市街地総合整備事業
・公営住宅等整備事業	・優良建築物等整備事業
・市街地再開発事業	・社会資本整備総合交付金
・住宅・建築物安全ストック形成事業	・住宅市街地総合整備促進事業
・道路事業	・特定洪水対策等推進事業
・道路メンテナンス事業	・下水道防災事業
・都市安全確保促進事業	・都市公園等整備事業（柳池総合公園）
・特定土砂災害対策推進事業	・空き家再生等推進事業
・狭あい道路整備等促進事業	・水道事業

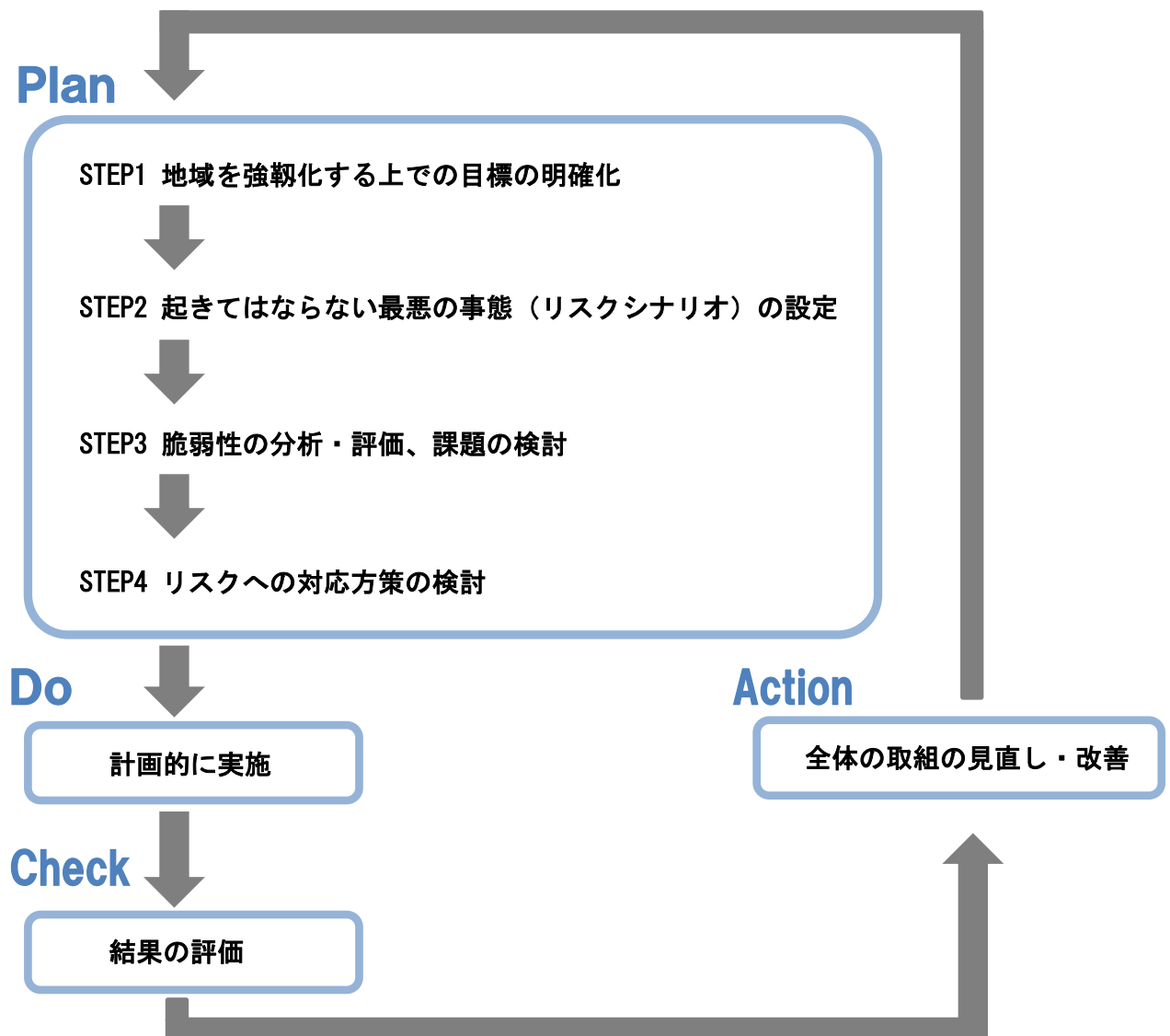
【環境省】

- ・地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する
自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

※上記の国事業、交付金等の名称が変更になった場合は、変更後の事業名称に置き換えるものとする。

VII 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、重要業績指標の目標値を用いて進行管理を行うとともに、関連計画とも整合を図り、計画的な社会基盤整備事業の推進を図る。社会経済情勢等の変化や施策の推進状況、県及び他市町、関係機関等の動向も踏まえ、PDCAサイクルを繰り返し、まちが一体となって強靱化への取組を推進する。



太子町強靱化地域計画

発行月：令和 7 年 3 月

発 行：兵庫県太子町

兵庫県揖保郡太子町鵜 280-1

TEL：079-277-1010 FAX：079-277-2201
